

岡山県公報	
発行 岡山県	
目次	
担当課（室）	
保安林の指定施業要件の変更	治山課
道路の区域変更	道路整備課
道路の供用開始	〃
道路の占用を制限する区域の指定	〃
【公告】	
一般競争入札の実施	デジタル推進課
県営土地改良事業の工事完了	耕地課
開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	建築指導課
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
公共施設に係る開発行為に関する工事の完了	〃
【公安委員会】	
岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	運転免許課
(県例規集登載)	
岡山県警察関係手数料徴収条例に掲げる講習の廃止	〃
【海区漁業調整委員会】	
第五百三十六回岡山海区漁業調整委員会の開催	海区漁業調整委員会
【内水面漁場管理委員会】	
第二百四十二回岡山県内水面漁場管理委員会の開催	内水面漁場管理委員会

令和4年5月10日 岡山県公報 第12394号

◎岡山県告示第二百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和四年五月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

笠岡市用之江字唐松山二一七、二一八の一、二一八の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字唐松山二一七、二一八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、関係書類を岡山県庁及び笠岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和4年5月10日 岡山県公報 第12394号

◎岡山県告示第二百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年五月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新見勝山線
- 三 道路の区域

区 域		新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
真庭市月田本字橋本二四二番五地先から 真庭市月田本字境ハナ五番二地先まで	新	五・七〇 二八・八	八・九〇 六七・八	一九〇九・〇
	旧	五・七〇 二八・八		一九〇九・〇
	新	八・九〇 六七・八		一七〇〇・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新見川上線
- 三 道路の区域

区 域		新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
高梁市川上町領家字瀧端六番四地先から 高梁市川上町領家字大岸一六一番一地先まで	新	八・六〇 五一・三		七六八・四
	旧	五・二〇 九・八		七七〇・三
	新	八・六〇 五一・三		七六八・四

◎岡山県告示第二百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年五月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	新見川上線	高梁市川上町領家字瀧端六番四地先から 高梁市川上町領家字大岸一六一番一地先まで	令和四年五月十日

令和4年5月10日 岡山県公報 第12394号

◎岡山県告示第二百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年五月十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	新見勝山線	真庭市月田本字橋本二四二番五地先から 真庭市月田本字日名ヶ峪一八七番一地先を経て 真庭市月田本字境ハナ五番二地先まで

二 占用の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占用の制限の開始の期日

令和四年五月十日

「二一〇」政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。なお、この入札は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の十の二の規定による総合計画一般競争入札方式により落札者を決定する。

令和四年五月十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 大

1 調達内容

(1) 調達件名

令和4年度岡山県全庁共通システム更新業務

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び令和4年度岡山県全庁共通システム更新業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

令和4年12月1日から令和8年11月30日まで

(4) 履行場所

岡山県総務部デジタル推進課が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額は、借入物件の本体価格のほか、仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入に係る物件を4年間借り受けるものとして算定したリース料及び運用保守料総額の48分の1に相当する金額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに、令和4年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年岡山県告示第30号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 賃貸借する物品について、第三者から県に貸付けを行わせようとする者であって

は、当該第三者が岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者名簿に登録されており、当該名簿の営業種目が、「大分類：9 その他、小分類：12 レンタル・リース類」であり、そのランクが「A」である者をあらかじめ選定しておくこと。

(7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格確認申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を有しないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部デジタル推進課地域情報化班

電話 086-226-7264（直通）

(2) 申請書の提出期限

令和4年5月18日（水） 正午

4 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付の場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部デジタル推進課システム管理班

電話 086-226-7266（直通）

電子メールアドレス digital@pref.okayama.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和4年5月10日（火）から同年5月27日（金）まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日）をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。ただし、交付場所に赴くことが困難な者については、郵送等での交付を行う。この場合は、個別に(1)の場所に電話又は電子メールで連絡を行うこと。

また、入札説明書については岡山県総務部デジタル推進課のホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>）からダウンロードすることができる。

(3) 入札説明会
開催しない。

(4) 入札参加申込手続

入札参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書を提出しなければならない。

ア 提出期間

令和4年5月10日（火）から同年6月8日（水）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。以

下同じ。) なお、持参する場合は、事前に(1)の場所に電話又は電子メールで連絡の上、提出日の予約を行うこと。

5 入札

(1) 開札の日時及び場所

令和4年6月21日(火) 午前10時30分
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課地下1階入札室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者(以下「本人」という。)又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印をして、4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの郵便(封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の調達件名及び(1)の日時を記載したものに限る。)をもって令和4年6月20日(月)の午後5時までに到着するよう郵送等により提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

この入札に参加する者は、入札保証金として見積もった契約金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて納付しなければならない。この場合において、岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。)第131条第2項各号に掲げる担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、財務規則第133条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間に岡山県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 財務規則第130条第1項の一般競争入札の参加者の資格を有し、かつ、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

ウ 過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結して、これらを全て誠実に履行し、かつ、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規則第131条第2項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

ただし、財務規則第155条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4 (4) の一般競争入札参加申込書を提出した者は、契約担当者から当該書類に
関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められ
る義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札
に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 落札者の決定方法

財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最
低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他
詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

General computer system for Common management for the Okayama Prefectural
Government 1 set

(2) Contract period :

From 1st December, 2022 through 30th November, 2026

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

10 : 30 A.M. 21th June, 2022

(5) Contact point for notice :

Digital promotion division, Department of General Affairs, Okayama

Prefectural Government,

2－4－6 Uchisange, kita－ku, Okayama－shi, Okayama－ken, 700－8570,
Japan

TEL : (086) 226－7266

〔二一〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。
令和四年五月十日

地区名	工 種	岡山県知事	伊原木 隆 太	完了年月日
新見(備北工区)	農業用排水施設			令和四・三・一八
皿池大池	た め 池			令和三・八・一七
宇角池	た め 池			令和四・三・二五

令和4年5月10日 岡山県公報 第12394号

〔二二二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年五月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字山川下三五四五―二、三五四五―七、三五四五―九、三五四五―一〇、三五四五―一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市茶屋町一七三四―三カーサ・セレーノB二〇一
川本 直輝

三 許可年月日及び許可番号

令和三年十月五日岡山県指令建指第二四七号

令和4年5月10日 岡山県公報 第12394号

〔二一三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年五月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字山川下三五四五―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区洲崎二丁目一四―一五セジュールたかはし二〇三

田中 圭

三 許可年月日及び許可番号

令和三年十月十一日岡山県指令建指第二五一号

令和4年5月10日 岡山県公報 第12394号

〔二一四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年五月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字尾越四八〇〇―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中庄七八四―三シャーマメゾン安原一〇三号室

平野 雄大

平野 美紗

三 許可年月日及び許可番号

令和四年二月十八日岡山県指令建指第四一―号

〔二一五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

岡山県知事 伊原木 隆 太

[illegible]

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

都窪郡早島町早島二八〇

和気不動産商事株式会社

代表取締役 和氣五一郎

都窪郡早島町早島二七四一—

和気商店有限会社

取締役 和氣 祥子

三 許可年月日及び許可番号

令和四年三月三十日岡山県指令建指第四六二号

令和4年5月10日 岡山県公報 第12394号

〔二一六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年五月十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字田中一七二四―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市宿一二二三―一

坂元 良次

三 許可年月日及び許可番号

令和三年十一月十九日岡山県指令建指第三〇五号

令和4年5月10日 岡山県公報 第12394号

〔二一七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年五月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久米字八ノ坪三二九―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市上東七六五―一フラン・マジエステ二〇一

那須 勲

岡山市北区田中一〇二―一〇三サウスウインド二四―二〇七号室

那須 彩香

三 許可年月日及び許可番号

令和四年二月二十二日岡山県指令建指第四一三号

令和4年5月10日 岡山県公報 第12394号

〔二一八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和四年五月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字山川下三五四五―二、三五四五―七、三五四五―九、三五四五―一〇、三五四五―一六

二 公共施設の種類

下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市茶屋町一七三四―三カーサ・セレーノB二〇一

川本 直輝

五 許可年月日及び許可番号

令和三年十月五日岡山県指令建指第二四七号

◎岡山県公安委員会規則第五号

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年五月十日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

第二十三条の見出し中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改め、同条第一項中「運転免許取得者教育の認定に関する規則」を「運転免許取得者等教育の認定に関する規則」に、「この条及び次条において「規則」を「教育規則」に、「運転免許取得者教育認定申請書」を「運転免許取得者等教育認定申請書」に改め、同条第二項中「規則」を「教育規則」に、「運転免許取得者教育変更事項届出書」を「運転免許取得者等教育変更事項届出書」に改め、同条に次の二項を加える。

3 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第八号。以下「検査規則」という。）第六条第一項に規定する申請書は、運転免許取得者等検査認定申請書（様式第十四号）とする。

4 検査規則第八条第一項又は第三項の規定による届出は、運転免許取得者等検査変更事項届出書（様式第十五号）を提出してしなければならない。
第二十四条を次のように改める。

（電磁的記録媒体による手続）

第二十四条 教育規則第十三条又は検査規則第十四条の規定による電磁的記録媒体の提出は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 提出する電磁的記録媒体は、光ディスクその他これに類するものであつて、岡山県警察の使用に係る電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続することができなければならない。

二 一つの電磁的記録媒体には、複数のファイルを記録することができるとする。

三 電磁的記録媒体に記録するファイルの形式はPDF形式とし、ファイル名は当該ファイルに記録されている内容を表す標目としなければならない。

四 電磁的記録媒体には、提出者の名称及び提出年月日を記載したラベルを貼付しなければならない。

様式第七号を次のように改める。

様式第七号 削除

様式第十二号及び様式第十三号を次のように改める。

令和4年5月10日 岡山県公報 第12394号

様式第12号（第23条関係）

運転免許取得者等教育認定申請書	
年 月 日	
岡山県公安委員会 殿	
申請者 住所	
氏名	
認定を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
運転免許取得者等教育に使用する施設の名称	
運転免許取得者等教育に使用する施設の所在地	
運転免許取得者等教育の課程の区分	運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第1条第 号
運転免許取得者等教育の課程の名称	
添 付 書 類	

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 運転免許取得者等教育の課程の区分欄には、認定を受けようとする課程の号数を一つのみ記載すること。
- 3 運転免許取得者等教育の課程の名称欄には、運転免許取得者等教育の課程の区分に沿った名称を記載すること。
- 4 添付書類欄には、添付書類の名称を記載すること。

様式第13号（第23条関係）

運転免許取得者等教育変更事項届出書	
年 月 日	
岡山県公安委員会 殿	
認定教育実施者 住所 (届出者) 氏名	
変更（予定）年月日	
変 更 す る 事 項	
変 更 す る 事 由	
添 付 書 類	

備考 1 届出者が法人であるときは、届出者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。ただし、届出者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第98条第2項に規定する届出をした自動車教習所である場合は、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の氏名を記載すること。この場合において、住所の欄には、当該自動車教習所の名称を記載すること。

2 添付書類欄には、添付書類の名称を記載すること。

令和4年5月10日 岡山県公報 第12394号

様式第十三号の次に次の二様式を加える。

令和4年5月10日 岡山県公報 第12394号

様式第14号（第23条関係）

運転免許取得者等検査認定申請書	
年 月 日	
岡山県公安委員会 殿	
申請者 住所	
氏名	
認定を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
運転免許取得者等検査に使用する施設の名称	
運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地	
運転免許取得者等検査の方法の区分	運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第1条第 号
運転免許取得者等検査の方法の名称	
添 付 書 類	

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 運転免許取得者等検査の方法の区分欄には、認定を受けようとする方法の号数を一つのみ記載すること。
- 3 運転免許取得者等検査の方法の名称欄には、運転免許取得者等検査の方法の区分に沿った名称を記載すること。
- 4 添付書類欄には、添付書類の名称を記載すること。

様式第15号（第23条関係）

運転免許取得者等検査変更事項届出書	
年 月 日	
岡山県公安委員会 殿	
認定検査実施者 住所 (届出者) 氏名	
変更（予定）年月日	
変 更 す る 事 項	
変 更 す る 事 由	
添 付 書 類	

備考 1 届出者が法人であるときは、届出者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。ただし、届出者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第98条第2項に規定する届出をした自動車教習所である場合は、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の氏名を記載すること。この場合において、住所の欄には、当該自動車教習所の名称を記載すること。

2 添付書類欄には、添付書類の名称を記載すること。

令和4年5月10日 岡山県公報 第12394号

附 則
この規則は、令和四年五月十三日から施行する。

令和4年5月10日 岡山県公報 第12394号

◎岡山県公安委員会告示第六十号

平成十四年岡山県公安委員会告示第四十六号（岡山県警察関係手数料徴収条例に掲げる講習）は、廃止する。

令和四年五月十日

附 則

岡山県公安委員会

この告示は、令和四年五月十三日から施行する。

◎岡山海区漁業調整委員会公示第三号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百三十六回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和四年五月十日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧雄

一 日時

令和四年五月二十三日（月）

午後二時三十分から

二

場所 岡山市北区駅前町二―三―三一
サンビーチOKAYAMA

TEL（〇八六）二二五―〇六三一

三

議題

第一号議案 委員会指示について

第二号議案 漁業権一斉切替方針について

◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第一号

岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一項の規定により、第二百四十二回岡山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。

令和四年五月十日

岡山県内水面漁場管理委員会

会 長 加 藤 卓 夫

一 日時

令和四年五月二十五日（水）

午後一時三十分から

二

場所 岡山市北区丸の内一丁目九番六号
児島湾漁村センター

TEL（〇八六）二二五一三八五四

三

議題

第一号議案 遊漁規則の変更について

第二号議案 漁業権一斉切替方針について